

設置条件

1 自動販売機設置日

自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）は令和 3 年 4 月 1 日に自動販売機を設置すること。

2 布勢公園内への出入り

自動販売機への清涼飲料水等の補充、代金回収、使用済容器の回収及び自動販売機の保全補修のため、事業者が設置場所へ出入りすることを承認する。ただし、公園内へ立ち入る場合は、事業者及びその従業員であることが判別できるよう名札等を着用すること。

また、公園内を走行する車両については、ランニングや散歩等の利用者に最大限の注意を払い、徐行（20 k m 以下）を厳守すること。

3 事業者は、自動販売機の維持保全を行い、次の各号の費用を負担すること。

(1) 自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用

(2) 電気料金を算定するための子メーターを設置する費用

子メーターは計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限り。

(3) 付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等

(4) 清涼飲料水の納入に伴う廃棄物及び使用済容器の処分

4 自動販売機の管理等

(1) 事業者は、自動販売機を直接管理することとし、業務を第三者に委託してはならない。

(2) 回収ボックスの設置を要する物件は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。なお、使用済み容器の回収は原則事業者の業務とするが、公園管理の都合上、布勢公園が回収し処分する場合もある。

(3) 回収ボックスの投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

5 苦情の処理

事業者は、設置した自動販売機の利用者等からの苦情については、事業者の責任において対応するものとする。

6 損害賠償

事業者は、設置した自動販売機により、布勢公園又は利用者、第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

7 改善の要求

布勢公園は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対してその改善を要求することができることとし、事業者は要求を受けたときは、直ちに対処するも

のとする。

- (1) 自動販売機の管理等が不相当であるとき。
- (2) 販売する清涼飲料水の種類が不相当であるとき。

8 法令、諸規則の遵守等

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、建物管理上の規則等に基づいた事業運営を行うこと。

9 容認事項

- (1) 布勢公園は、施設管理のため、年 1 回程度の停電作業を行う。
- (2) 布勢公園は、施設管理のため、自動販売機の移動等を事業者へ依頼することがある。

10 権利譲渡等の禁止

事業者は、この契約によって取得した権利を第三者へ譲渡してはならない。